

## EU およびアジア地域との越境データ移転に関する JEITA/JISA 意見書

2016年5月24日

一般社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）  
法務・知的財産権委員会  
個人データ保護専門委員会  
一般社団法人情報サービス産業協会（JISA）  
個人情報保護タスクフォース

近年の IT の進歩やグローバル化の進展を受け、我が国では昨年 9 月に改正個人情報保護法が成立し、EU では個人データ保護規則案（GDPR）が昨年 12 月に関係機関間で合意された。また、APEC では越境プライバシールール（CBPR）への参加国が日本を含む 4 カ国に増え、本年 1 月には認証機関として日本の JIPDEC が新たに認定されている（註 1）。EU-米国間のセーフハーバー協定は昨年 10 月に欧州司法裁判所で無効判決を受けたが、本年 2 月には同協定の改定版である「EU-US Privacy Shield」の枠組みが米欧間で合意された。このように、国内外で個人データの越境移転に関するルールが盛んに議論されている。

EU から日本への越境データ移転については、日本は現状では欧州委員会からデータ保護の水準の十分性を認められていないため（いわゆる「十分性認定」を受けていないため）、例外的措置として標準契約条項（SCC）や拘束的企業準則（BCR）、本人同意といった手段を用いてデータ移転を行う必要がある。日本企業はこのような個別企業の自助努力によって EU 域内からのデータ移転を行っているが、中長期的に見れば産業界全体として大変な労力・コスト負担・機会ロスが発生し、このままでは十分性認定を含む EU 域との自由なデータ移転のフレームを構築した諸外国の企業に比べて著しい不利益を被ることとなる。

また、昨年 12 月には韓国の行政自治部が、国内の個人情報保護法を改正した上で 2016 年内に十分性評価の申請を行い、2017 年後半の十分性認定を目指すとの報道発表を行っている（註 2）。韓国の十分性認定によって、アジア各国及び EU でビジネスを行う日本企業の競争力が相対的に低下したり、EU を初めとする諸外国からの個人データが我が国から逸出したりする恐れがある。とりわけ、ビッグデータ利活用によって新事業の創出のみならず社会課題の解決にも資するために、アジア地域における「データハブ」として諸外国から個人データや IoT データを大規模に収集し、高度なデータ分析サービスと産業分野におけるデジタルサービスを提供することで国際競争力の強化を目指す日本産業界にとっては看過できない問題である。

他方、アジア地域は日本にとって次世代産業高度化の主要な市場であるばかりでなく、国内およびグローバルなビジネスを支える情報システム的设计・構築・運用に際して、クラウドサービスや BPO、オフショア開発等の相手地域としても重要である。そこでは、相互に個人情報を含むデータの円滑な流通が行われることが、日本固有の高品質なデジタルビジネスを生み出し成長させることに繋がり、産業競争力の確保に必須である。

EU については、日本政府は 2015 年度より欧州委員会と十分性認定に向けた対話を開始しており、JEITA/JISA は日本政府の取組みに賛同する。他国において十分性認定に長期間を要していることにも鑑み、JEITA/JISA は、日 EU 間の自由な個人データ移転が保証

されるように、充分性認定に向けた対話に加え、CBPR や ISO/IEC などの国際標準等の認証制度の活用、EU-US Privacy Shield を念頭に置いた日 EU の新たなフレームワークの構築等、日本政府が複数の手段を通じて日 EU データ移転の円滑化及び安定化に向けた取組みを推進することを希望する。また、アジア地域においては CBPR につながる APEC プライバシーフレームワークを推進し、対象地域が広がり、民間における積極的な活用に結び付けられるようにすることを希望する。さらに、日本政府が諸外国に対し対等な立場で交渉できるようにするために、積極的なプライバシー外交を通じて我が国の国際的な発言力を高め、「経済社会の発展と両立した個人情報保護先進国」としての地位を強化することも併せて希望する。

註 1：一般財団法人日本情報経済社会推進協会ホームページ「CBPR 認証業務」

([http://www.jipdec.or.jp/protection\\_org/cbpr/about.html](http://www.jipdec.or.jp/protection_org/cbpr/about.html))

註 2：韓国行政自治部ホームページ

([http://www.moi.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR\\_000000000008&nttId=47865](http://www.moi.go.kr/frt/bbs/type010/commonSelectBoardArticle.do?bbsId=BBSMSTR_000000000008&nttId=47865))

以 上